五　運営委員会に関する事項
六　役員に関する事項
七　業務及びその執行に関する事項
八　財務及び会計に関する事項
九　定款の変更に関する事項
十　公告の方法
（設立の認可）
第二十九条　発起人は、前条第一項の募集が終わったときは、速やかに、定款及び事業計画書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。
２　前項の事業計画書に記載すべき事項は、経済産業省令で定める。
（認可の基準）
第三十条　経済産業大臣は、前条第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。
一　設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令に適合していること。
二　定款及び事業計画書に虚偽の記載がないこと。
三　役員のうちに第四十六条各号のいずれかに該当する者がいないこと。
四　業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められること。
五　当該申請に係る機構の組織がこの法律の規定に適合するものであること。
（事務の引継ぎ）
第三十一条　設立の認可があったときは、発起人は、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。
２　機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。
（設立の登記）
第三十二条　機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあったときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
２　機構は、設立の登記をすることにより成立する。

第三節　運営委員会

（設置）
第三十三条　機構に、運営委員会を置く。
（権限）
第三十四条　次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。
一　定款の変更
二　業務方法書の作成又は変更
三　予算、事業計画及び資金計画の作成又は変更
四　決算
五　その他運営委員会が特に必要と認める事項
（組織）
第三十五条　運営委員会は、委員八人以内並びに機構の理事長及び理事をもって組織する。
２　運営委員会に委員長一人を置き、委員のうちから、委員の互選によってこれを定める。
３　委員長は、運営委員会の会務を総理する。
４　運営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。
（委員の任命）
第三十六条　委員は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業、金融、法律又は会計に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が経済産業大臣の認可を受けて任命する。
（委員の任期）
第三十七条　委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（委員の解任）
第三十八条　機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、経済産業大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。
一　破産手続開始の決定を受けたとき。
二　拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
三　心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
四　職務上の義務違反があるとき。
（議決の方法）
第三十九条　運営委員会は、委員長又は第三十五条第四項に規定する委員長の職務を代理する者のほか、委員並びに機構の理事長及び理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
２　運営委員会の議事は、出席した委員並びに機構の理事長及び理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。
（委員の秘密保持義務）
第四十条　委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員がその職を退いた後も、同様とする。
（委員の地位）
第四十一条　委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節　役員等

（役員）
第四十二条　機構に、役員として理事長一人、理事六人以内及び監事一人を置く。
（役員の職務及び権限）
第四十三条　理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。
２　理事は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
３　監事は、機構の業務を監査する。
４　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、運営委員会、理事長又は経済産業大臣に意見を提出することができる。
（役員の任命）
第四十四条　理事長及び監事は、経済産業大臣が任命する。
２　理事は、理事長が経済産業大臣の認可を受けて任命する。
（役員の任期）
第四十五条　役員の任期は、二年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　役員は、再任されることができる。
（役員の欠格条項）
第四十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。
一　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
二　拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
三　この法律の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者